

●香川県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年12月25日から平成22年1月15日まで一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 久保谷塩江線（154号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町上西甲字上貝ノ股400番6地 先から 高松市塩江町上西甲字上貝ノ股2001番9地 先まで	9.6~41.3	347	平成18年香川県告示第357号で変更した区域の一部
高松市塩江町上西甲字下貝ノ股1989番116 地先から 高松市塩江町上西甲字下貝ノ股332番1地 先まで	12.0~19.8	94	

- 4 供用開始の期日 平成21年12月25日